大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

平成30年5月18日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リップス旭岡25街区

所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内25街区

設置者 高野不動産株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更 (大規模小売店舗において小売業を行う者の変更) に関する届出

公告日 平成30年1月5日

- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業·地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年5月18日から平成30年6月18日まで